違法駐車取締り活動方針

令和４年８月５日策定

八戸警察署においては、下記の路線、地域、時間帯を重点に駐車違反取締り活動を推進しています。

ただし、違法駐車の状況、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、その他の場所、時間帯においても必要に応じて違法駐車の取締りを行っています。

重点路線

◎　重点路線

路　線（区　間）	重点時間帯
国道３４０号（新荒町交差点～塩町交差点）	終日
市道　ゆりの木通り（類家１丁目交差点～馬場頭交差点）	終日
市道（柏崎交差点～上組町交差点）	終日

重点地域

◎　重点地域

地　域	重点時間帯
八戸市中心市街地周辺	
※八戸市違法駐車等の防止に関する条例の重点地域	
・十三日町、三日町、八日町等の表通り商店街	終日
・朔日町、六日町、十六日町等の裏通り商店街	終日
・番町、長横町、鷹匠小路、岩泉町の飲食店街及びその周辺	１８時～３時
・ゆりの木通りの飲食店街及びその周辺	１８時～３時

青森県八戸警察署